

## 中間到達度検証問題

2019年4月26日

松岡 久和

次の事実1～8を読んで問いに答えなさい。

1. 2021年3月1日、Yは、自らがかつて専務取締役を務めていたA株式会社の代表取締役Bから、「AがXから借り入れる事業資金3000万円（利息月1.25%、元利合計返済期限4月2日。遅延損害金は年利20%。以下「本件債務」という）について、借入れに必要な連帯保証人となって欲しい。B自身も連帯保証人となり、さらに自宅の土地・建物に抵当権を設定するので、もしAが支払えなくなってもBの保証債務の履行やXの抵当権の実行によって債務は全額確実に完済されるので、決してYには迷惑をかけることはない」と頼まれた。Yは、Bの示したA社の財務諸表を点検したうえで、連帯保証人となることを承諾した。
2. 翌3月2日、Yは、Bとともに、最寄りの公証人役場に出向き、その場で適式に、公正証書により本件債務についての保証意思を宣明した。その際、Yの口授は、Bが作成して前日に渡していた要点メモに基づいて行われたが、Bが連帯保証人兼物上保証人になるということは、そこには書かれておらず、口授されていなかった。
3. 保証意思宣明公正証書の作成に続いて、その場で、Xから公正証書による保証契約締結の委任状を受け取ってきていたBとYとの間で、強制執行認諾文言付の公正証書によって、AがXに対して負う本件債務について、X Y間の連帯保証契約が締結された。
4. B X間の連帯保証契約はその場では締結されなかったため、Yがその点を尋ねたところ、Bは、Bには保証意思宣明公正証書が不要なので、すでに前日にXとの間で連帯保証契約を結んでいると答えた。さらに、Bの自宅への抵当権設定は、その日のうちに司法書士のところに行って依頼するという説明がBからされた。
5. BがAを代表してA X間で本件債務を生じる利息付金銭消費貸借契約（BがYに事前に説明した内容と一致）を結んだのは、3月5日であった。
6. 3月15日、Xは、Aが提供していた財務諸表に虚偽の記載があり、Aは契約違反により期限の利益を失ったとして、Aに元利合計3037万5000円の返済を求めるとともに、Yに対する同額の債権に基づく強制執行としてYのC銀行の定期預金債権の差押えを申立て、差押命令は翌16日にCに、18日にYに送達された。
7. 驚いたYが、3月18日午後Aに連絡したところ、経理を担当しているBの妻Dから話を聞くことができた。YがDから聞き出した主要な事実は次のとおりである。①Aはしばらく前から債務超過状態であり財務諸表に虚偽記載があったのは事実であること、②Bはたしかに連帯保証人となっていること、③Bは金策に出たまま現在行方不明であること、④Bの自宅の土地・建物はDの名義になっていてXのための抵当権は設定されていないこと、および⑤Aは、Xからは以前に高金利で借金をして全額返済したことがあり、Xに対する利息制限法超過の過払金返還請求権約300万円を有していること。
8. 3月19日、弁護士事務所のあなたのところを訪れたYは、Xから近々取立訴訟を起こされそうだが、連帯保証債務を免れたり、債務額を圧縮する方法はないかを尋ねた。

2019 年度民法総合演習 (HA)

相談を受けた弁護士の立場に立って次の点をYにわかるように説明してあげなさい。

- (1) Xに対して考えられるYの主張(主張自体明らかに失当で成り立たないもの及び細かい利息および遅延損害金の計算を除く)、および、それらが認められるかどうかの見通し
- (2) Yが仮にXに支払うべき額を支払ったとして、その後に、YがBに対してできる主張(Aは倒産しそうなのでAに対する請求は現実的でないから)